

富士吉田市告示第30号

富士吉田市公共下水道の供用を開始し、及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

その関係図面は、富士吉田市都市基盤部上下水道工務課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和8年3月12日

富士吉田市長 堀内茂

供用開始

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1 供用開始年月日 | 令和8年4月1日 |
| 2 縦覧期間 | 令和8年3月12日～令和8年3月25日 |
| 3 下水排除区域 | 別紙図面のとおり |
| 4 排水施設の位置 | 別紙図面のとおり |
| 5 排水施設の合流又は分流式の別 | 分流式 |

処理開始

- | | |
|----------------|--|
| 1 処理開始年月日 | 令和8年4月1日 |
| 2 下水処理区域 | 別紙図面のとおり |
| 3 終末処理場の位置及び名称 | 位置 富士吉田市下吉田東四丁目26番1号
名称 富士北麓浄化センター
位置 大月市梁川町塩瀬800番地
名称 桂川清流センター |

以上